

岩手県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年8月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市及び上閉伊郡大槌町
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年7月8日から令和5年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 空中写真測量及び航空レーザ測量